

## 消 防 計 画

東京都立墨田工科高等学校  
定時制課程

## 目 次

第1章	総 則	2 頁
第1節	目 的	2 頁
第2節	防災管理者の権限及び計画の適用範囲	2 頁
第2章	予防管理対策	2 頁
第1節	予防管理組織等	2 頁
第2節	火災予防措置	2 頁
第3章	自衛消防活動対策	2 頁
第1節	自衛消防組織	2 頁
第2節	自衛消防活動等	2 頁
第4章	震災対策	3 頁
第1節	震災予防措置	3 頁
第2節	震災時の活動	3 頁
第5章	その他の災害活動	4 頁
第1節	水災時の活動	4 頁
第6章	警戒宣言発令時の対策	4 頁
第1節	細則的事項	4 頁
第2節	判定会召集時から警戒宣言が発せられるまでの間における措置	4 頁
第3節	警戒宣言が発せられた時点から地震発生（又は解除）までの間における対策	5 頁
第4節	教育・訓練	6 頁
別図1	火元責任者 担当表	7 頁
別表1	自衛消防隊・地震防災隊編成表	7 頁
別表2	組 織	8 頁
図 1	東京都立墨田工科高等学校配置図とその他添付資料	8 頁

# 東京都立墨田工科高等学校消防計画

## 第1章 総 則

### 第1節 目的

#### 〔目的〕

第1条 この計画は消防法第8条第1項に基づき、東京都立墨田工科高等学校定時制課程における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災・地震・その他の災害の予防及び人命の安全、並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

### 第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

#### 〔消防計画の適用範囲〕

第2条 この計画は、本校に勤務する者、生徒、出入りする全ての者に適用するものとする。

第3条 防火管理者は、副校長とする。

第4条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次のことを行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報・避難及び避難誘導の訓練の実施指導
- (3) 建築物・火気使用設備器具・危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検設備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 管理権限者に対する助言及び報告、その他防火管理上必要な業務

## 第2章 予防管理対策

### 第1節 予防管理組織等

第5条 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検検査を実施するための組織とする。

第6条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の下に各階・各部屋・体育館に火元責任者を置くものとし、別図1のとおり定める。

第7条 火元責任者は次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 地震時における火気使用設備器具の安全確認

### 第2節 火災予防措置

#### 〔火気使用制限等〕

第8条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

- (1) 校内喫煙禁止
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 火気施設器具の使用後の点検、安全確認の遵守

## 第3章 自衛消防活動対策

### 第1節 自衛消防組織

第9条 東京都立墨田工科高等学校定時制課程の自衛消防組織の編成は、別表1のとおりとする。

### 第2節 自衛消防活動等

#### 〔本部の設置及び任務〕

第10条 自衛消防本部の指揮係は、火災の状況により本部を設置し、実態の把握と防御上の指揮命令・報告・連絡体制の確保に当る。

#### 〔消火活動〕

第11条 消火係は、屋内消火栓・消火器等を使って、初期消火活動を行う。

#### 〔避難誘導〕

第12条 避難誘導に当たっては、次の事項に沿って行う。

- (1) 避難誘導係員は、十分に安全を確認し最短の避難経路により誘導する。
- (2) 避難器具の使用に当たっては、地上との連携を図り、安全に十分留意して設置する。
- (3) 避難場所は第一にグラウンドとするが、津波など状況により適時変更する。
- (4) 避難終了後速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、校長（副校長）に報告する。
- (5) 人員の報告の仕方は、担任→本部とする。

〔防護安全措施〕

第13条 発災時における防護安全措施として給湯器などの使用停止、各階防火シャッター、防火扉等の閉鎖措置を講ずる。

〔応急救護〕

第14条 応急救護については、次の事項に沿って行う。

- (1) 救護所は、本部に設置する。
- (2) 救護係員は、応急手当を行い、負傷者を速やかに搬送できるようにする。
- (3) 救護係員は、負傷者の氏名・所属・負傷の程度等必要事項を記録する。

〔休日・夜間における活動体制〕

第15条 休日・夜間においては、登校している者が、次の初動措置を行う。

- (1) 通報連絡  
火災を覚知した場合は、ただちに消防署に通報するとともに校長（副校長）に知らせ、さらに緊急連絡網で教職員にも知らせる。
- (2) 初期消火  
延焼拡大を阻止することを主眼に、消火器・屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火シャッター等の閉鎖を行う。

## 第4章 震 災 対 策

### 第1節 震災予防措置

〔震災予防措置〕

第16条 震災予防に対して、火元責任者は、次の事項を行う。

- (1) 地震時の災害の発生を予防するために、火元責任箇所を設置されている物件の倒壊・転倒・落下の有無の点検を行う。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒・落下防止の検査発火防止に努める。

〔地震後の安全措施〕

第17条 火元責任者は、地震後、火気使用設備器具及び危険物設備等の検査及び応急措置を行うとともに、安全性を確認後、供給使用を開始するものとする。

### 第2節 地震時の活動

〔地震時の活動〕

第18条 地震時の活動は、次の事項について行うものとする。

- (1) 出火防止の措置
  - ア 火元責任者による火気使用設備器具使用停止
  - イ 危険物設備の操作、燃料搬出等の停止の確認
- (2) 消火活動  
校内に火災が発生した場合は、全力をあげて初期消火に当たる。
- (3) 情報収集活動
  - ア 情報収集に当たっては、テレビ・ラジオを有効利用し、流言等に惑わされることのないよう注意する。
  - イ 学校内の被害状況を全職員に把握させ、必要事項を指示する。
- (4) 負傷者に対する応急救護処置の最優先を指示徹底する。

〔避難〕

第19条 震災時の避難は、次によるものとする。

- (1) 避難場所
  - ア 第一避難場所は、本校グラウンドとする。その後の避難は、状況に応じて指示する。
- (2) 避難の方法
  - ア 避難は、関係機関の避難命令及び本部長の命令により、避難を開始する。

- イ 避難は、全員が隊列を組み避難する。
- ウ 避難には車両等は使用せず、全員徒歩とする。

## 第5章 その他の災害活動

### 第1節 水災時の活動

#### [水災時の措置]

第20条 防火管理者は、台風、集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行う。

- (1) 自主点検をして校内の異常の有無を確認し、補強等の安全措置を行う。
- (2) 都・区役所及び防災機関から必要な情報の収集を行うとともに、周囲の被害状況を把握する。

#### [緊急下校]

第21条 緊急事態が発生して、生徒を帰宅させる必要が生じた際は、校長の指示で下校させる。

## 第6章 警戒宣言発令時の対策

### 第1節 総則的事項

#### [目的]

第22条 この対策は、大規模地震に係る地震予知情報及び警戒宣言から地震発生（又は警戒宣言の解除）までの間の当校における必要な事前措置を定め、警戒宣言発令時における生徒の安全確保と、被害の軽減を図ることを目的とする。

#### [自衛消防組織の編成及び任務]

第23条 警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織は、次のとおりとする。

- (1) 自衛消防組織の編成及び任務は、別表1のとおりとする。
- (2) 夜間・休日等閉校中の防災措置は、警備会社（セノン）より副校長・経営企画室施設担当者に連絡が入り、連絡網を使用し登校可能な職員に招集をかける。
- (3) 保安担当に指定された教職員の召集は、緊急連絡網による連絡又は自発的参集による。

#### [業務及び登下校等の方針]

第24条 警戒宣言が発せられた場合の業務及び職員・生徒等の登下校の方針は、次のとおりとする。

- (1) 授業方針  
原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業とし、生徒を計画に従って帰宅させる。
- (2) 登下校時の方針
  - ア 登校時  
生徒…原則として平常どおり登校させ、登校確認後下校計画に従って帰宅させる。  
職員…平常どおり出勤する。
  - イ 下校時  
生徒…校舎内外を調査し、未帰宅生徒を集合させ、下校計画に準じて帰宅させる。ただし、これにより下校が困難な場合は、学校にて一時保護し保護者に連絡をとり、引き取りに来てもらう等の措置をする。  
職員…全職員校舎内に待機する。
  - ウ 課外活動・部活動中
    - (ア) 宿泊を伴う場合  
引率責任者は、地元の防災機関と連絡をとり、その指示に従い、その旨を速やかに学校等の関係機関に報告する。
    - (イ) 遠足等の校外授業の場合  
原則として即時帰校する。ただし、交通機関等の状況により帰校が危険と判断した場合は、適宜の措置をとる。

第2節 判定会召集時から、警戒宣言が発せられるまでの間における措置

#### [情報の収集・伝達]

第25条 判定会召集時における情報の収集及び伝達は、次による。

- (1) 職員等は、テレビ・ラジオの緊急放送又は教育庁等の関係機関からの電話連絡、インターネット通信により判定会召集の情報を得た場合は、校長に速やかに報告する。

(2) 情報の収集は、テレビ・ラジオ等を中心に行う。

(3) 情報の伝達は次による。

ア 授業中の場合

校内放送により、職員及び生徒等に一齐に伝達する。これによらない場合は、授業受け持ち時間外の教職員を伝令として伝達する。

イ 休み時間中の場合

校内放送により、生徒等を各教室に戻し、前「ア」に準じ伝達する。

ウ 放課後の場合

部活動等で残っている生徒等を、校内放送により一ヶ所に集合させ伝達する。

〔緊急会議の開催〕

第26条 学校長は、企画調整会議（別記1 緊急会議構成員の指定）を招集し、次条の対応措置の内容等について、緊急会議を開催する。

〔対応措置内容等〕

第27条 判定会召集時における対応策及び緊急会議の確認事項は、次のとおりとする。

- (1) 判定会召集時は、平常授業を学級指導に切り替え、授業を継続する。
- (2) 判定会召集時及び警戒宣言発令時の生徒の下校計画の確認
- (3) 残留生徒の保護対策の確認
- (4) 警戒宣言発令時の対応策及び教職員への指示事項の確認
- (5) 出火防止等、被害軽減措置の一部実施
- (6) その他、必要と思われる防災措置

第3節 警戒宣言が発せられた時点から、地震発生（又は解除）までの間における対策

〔警戒本部〕

第28条 警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を設置し対処する。

- (1) 警戒本部は、本校・校長室に設ける。
- (2) 警戒本部長には、校長が当たる。

〔情報の収集・伝達等〕

第29条 警戒宣言発令時の情報の収集・伝達は、第4条に準ずる。なお緊急通報、連絡のため職員の携帯電話等を確認する。

〔生徒等の下校対策〕

第30条 生徒の下校方法は次による。

(1) 下校方法

- ア 通学経路・手段・所用時間・同伴者等を確認し、グループ単位で下校させる。
- イ 交通の混雑状況によっては、時差下校又は徒歩下校を指示する。

(2) その他

- ア 自宅に帰すことが危険と判断された場合は、学校に残留させる措置をとる。
- イ 職員の下校は、生徒の下校状況・防災措置状況を照らし合わせて、順次行う。

〔生徒の安全措置対策〕

第31条 生徒の安全措置対策は、次により行う。

- (1) ロッカー等地震時、転倒・移動の恐れのあるものの付近から離して待機させる。
- (2) ガラス等、破損・散乱する恐れのあるものの付近から離して待機させる。
- (3) 退室・下校時には明確に指示し、誘導させる。
- (4) その他、必要において指示する。

〔火気の使用の中止または制限〕

第32条 火気の使用については、次により行う。

- (1) 各実験・実習室の火気及び建物内の火気は、原則として使用を中止する。ただしやむを得ず使用する火気については常時監視して、直ちに消火できる態勢で使用する。
- (2) 理科実験の中止及び理科実験室の薬品類の転倒、落下に伴う混合発火防止の措置を行う。

〔予防安全措置対策〕

第33条 警戒宣言が発せられた場合の予防安全措置対策は、生徒を下校させた後とし、次の措置を行う。

- (1) 劇毒物及びアセチレン・酸素ボンベ等の漏れ、あふれ、転倒防止等の措置

- (2) 校内の工事及び窓ふき等の作業の中止措置
- (3) 図書室、職員室、経営企画室、更衣室等のロッカー、下駄箱・書棚等の転倒防止措置、指示板等の転倒・落下防止措置
- (4) 消火器、屋内消火栓等、消防設備等の点検確認
- (5) 防火扉、防火シャッターの点検・作動確認
- (6) 倒壊危険箇所の補強及び「接近禁止」等の表示措置
- (7) 窓ガラス等の散乱防止措置
- (8) 非常用食料・飲料水等の準備
- (9) 備蓄医薬品の確認・準備
- (10) その他の施設・設備の安全措置

#### 第4節 教育・訓練

〔警戒宣言に係る総合防災訓練〕

第34条 警戒宣言に係る総合防災訓練は、次に定めたものを行う。

- (1) 訓練は、第2学期始業式の翌日及び定期に定めた時期とする。
- (2) 訓練内容は、生徒の下校訓練、安全措置訓練及び警戒宣言の覚知から一連の措置について、時系列・優先順位に従って実施する総合防災訓練に区分して実施する。

実施日	訓練内容	備考
7月	避難訓練と下校訓練	
9月	総合防災訓練（消防署・地域住民）	
11月	避難訓練	
1月	部別の下校訓練（帰宅後の報告訓練）	

- (3) 訓練の実施に当たっては、生徒・教職員全員が参加できるように配慮し、事前に「自衛消防訓練通知書」を所轄の消防署に提出し、通知する。

〔教育・広報〕

第35条 警戒宣言に係る防災教育・広報は次により行う。

- (1) 生徒に対する教育は、学年集会・ホームルーム等あらゆる機会をとらえ、次の内容について行う。
  - ア 地震についての知識。（都教委編集の地震と安全利用）
  - イ 警戒宣言発令時の退室・下校時の安全管理行動
  - ウ その他必要な事項。
- (2) 職員に対する教育は、職員会、通達文書等により次の内容について行う。
  - ア 警戒宣言のしくみと意味
  - イ 教育庁等の関係機関等の応急対策の内容及び指定された内容
  - ウ 消防計画に定める具体的応急措置内容
  - エ 教職員が果たすべき役割及び遵守すべき事項
  - オ その他、地震に関する知識
- (3) 保護者に対する広報は、授業参観及び通知文等により、次の内容について行う。
  - ア 警戒宣言のしくみと意味
  - イ 警戒宣言発令時における学校の応急措置内容
  - ウ 生徒等の下校対策
  - エ 警戒宣言解除後の授業の再開時期
  - オ その他、必要な事項

#### 付 則

この対応策は、消防計画に追記し、平成26年4月1日から施行する。

#### 別記1 緊急会議構成員の指定

学校長・副校長・教務主任・生活指導主任・進路指導主任・学年担任・総合技術科主任

別添 警戒宣言解除後の授業の再開時期（目安）

- ア 午前6時以前に解除された場合……………平常とおり授業
  - イ 午前6時以降、午前10時以前に解除された場合…午後から授業
  - ウ 午前10時以降に解除された場合……………翌日から授業
- ※ 再開時期は、学校長が決定する。

		火元責任者
防火管理者 副校長	1階	第一棟…機械加工実習室(機械)、木工機械室・材料実験室(建築)、倉庫・空調室(室長)、用務室・警備室(室長) 第二棟…電気工作実習室・計測準備室・電気機器室・電気機器実習室・準備室(電気)、自動車準備室(自動車) 第三棟…熱機関実習室(機械)、工業計測実習室(機械)、NC・MC実習室、材料実験室(機械)、電気CAD(電気) 第四棟…自動車整備実習室Ⅰ・Ⅱ(自動車)、二輪倉庫(自動車) 第五棟…高電圧・電気工事実習室(電気)、溶接実習室(機械)、
	2階	第一棟…校長室、経営企画室(室長)、職員室(主幹)、保健室(養護)、更衣室(主幹)、各ホームルーム教室(学級担任) 進路指導・教育相談室(進路)、教材室(教務) 第二棟…総合家庭科室 第三棟…電気実習室、製図室(電気)、電気計測実習室・電気応用実習室・電子工学実習室(電気) 第四棟…調理実習室
	3階	第一棟…化学室・物理室・準備室(教務)、CALL教室、会議室(室長)、展開教室(教科担任)、図書室(教務) 第二棟…デザイン実習室(建築) 第三棟…体育館(体育科) 第四棟…設計実習室・CAD室(建築)
	4階	第一棟…機械製図室(機械)、コンピュータ室・準備室(機械)、視聴覚室、美術室 第二棟…建築製図室(建築) 第四棟…構造実習室(建築)
	5階	第一棟…剣道場・柔道場・準備室(体育科)
	検査	電気警報設備(室長)、避難設備(室長)、消火・給配水設備(室長) 危険物・火気使用設備(主幹)

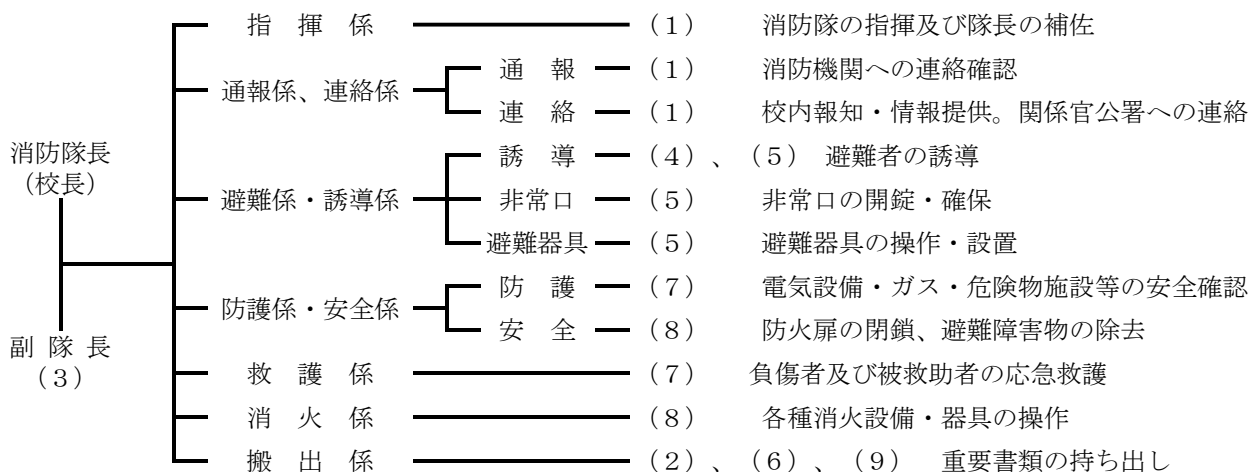
◆ 火元責任者は( )の担当教科から選出する。

別図1 火元責任者 担当表

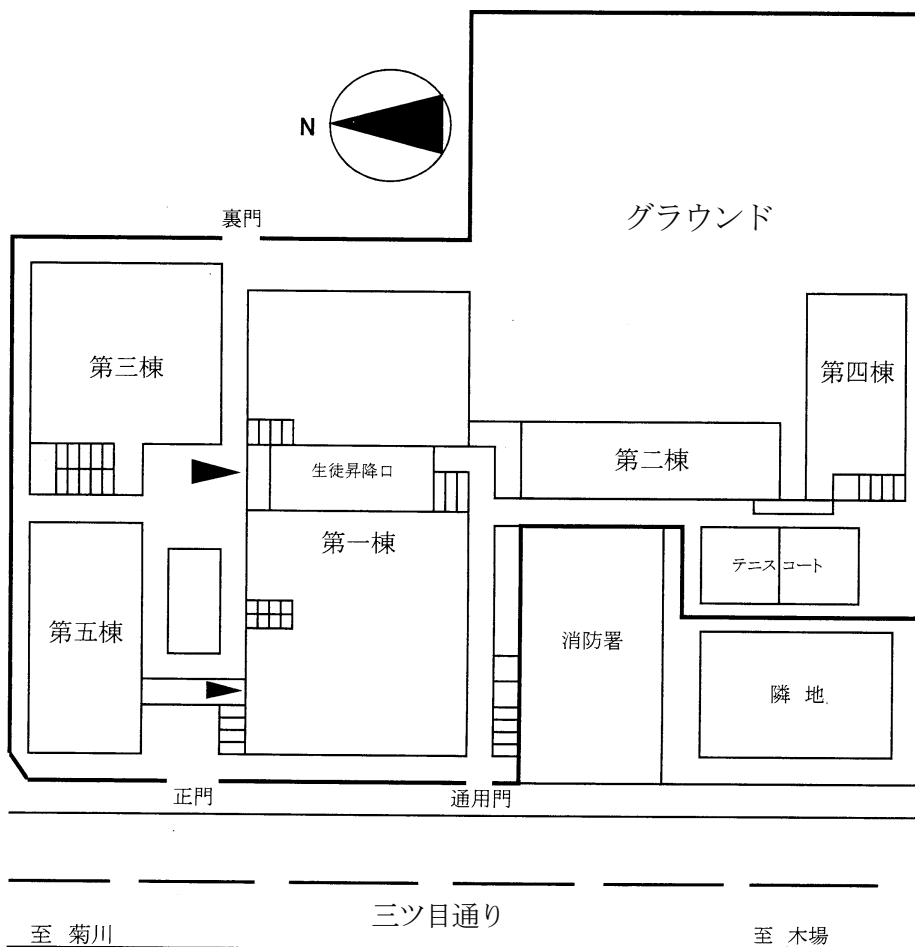
別表1 自衛消防隊・地震防災隊編成表

		班	担当者	主な任務内容
【警戒本部】  隊長 校長  副隊長 副校長 経営企画室長  本部員 主幹教諭	通報連絡班	教務部	1 情報の収集 2 職員・生徒への情報の伝達	
	初期消火班	進路指導部	1 消火器屋内外消火栓動力、消火・ポンプの点検整備 2 消火用水の確保 3 消火防災装備資機材の点検	
	避難誘導班	授業担任 学級担任	1 生徒の誘導	
	防護安全班	総合技術科	1 防火扉・シャッターの点検 2 避難施設等の点検 3 生徒の避難確認	
	救護班	生活指導部	1 備蓄医薬品・担架等の点検 2 救護用の機材の点検 3 救急処置医療機関への連絡	
	生徒管理班	学年担任	1 避難先の生徒管理 2 震災時残留生徒の保護	
	安全点検班	経営企画室	1 消防用施設の点検 2 非常用電源等の点検 3 建物・外壁・塀等の点検 4 高架水槽の点検	
	危険物施設 点検班	経営企画室	1 危険物施設の点検 2 危険物施設の保安措置	
	搬出班	経営企画室 副校長 教務部	1 非常用持ち出し表簿の搬出と搬出先での管理 2 非常食・飲料水の点検等 3 管理システムバックアップデータの搬出とその管理	

別表2 組織



- (1) 主幹教諭
- (2) 経営企画室長
- (3) 副校長
- (4) 教科担任または担任
- (5) 総合技術科
- (6) 教務部
- (7) 生活指導部
- (8) 進路指導部
- (9) 経営企画室



※ 受付（経営企画室）は、正門前の階段を上がって2階にあります。

図1 東京都立墨田工科高等学校配置図